

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成28年8月17日（水）16:22～16:25

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

菅野 喜之 厚生労働省医政局医事課企画法令係長

<事務局>

藤原 豊 内閣府地方創生推進事務局審議官

（議事次第）

1 開会

2 議事 通信制看護師養成所の入学基準の緩和

3 閉会

○藤原審議官 続きまして、厚生労働省の関係でございます。

「通信制看護師養成所の入学基準の緩和」ということで、通信制に限って非常に長い業務従事期間が必要だということ、もう1年以上前から議論させていただき、特区の諮問会議の取りまとめ、ないし成長戦略の閣議決定にも上げられた項目ですけれども、ちょっと時間がかかっておりましたが、省令の措置が取られつつあるということで、今日はお越しいただいております。

既に省令案もいただいておりますので、合理的に早目にやりたいと思っておりますが、八田座長、よろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところお越しくございまして、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○菅野係長 それでは、御説明させていただきます。

まず、説明に入る前に本日の資料の中で、案文と新旧対照表も渡してはいますが、これは事前に事務局を通じて、あくまでもこれは公布前のものですので、非公表の取扱い

とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○八田座長 結構です。

○菅野係長 その上で説明させていただきます。

お手元の方で、今回の中身につきましては概要の1枚紙の方に説明がありますが、昨年の6月30日に閣議決定されました日本再興戦略において、通信制看護師学校養成所の入学基準については、准看護師の業務経験については、現行の10年から大幅に削減することということについて閣議決定されてございます。

これを受けまして、昨年の12月に医道審議会の保健師助産師看護師分科会の方で議論いたしまして、最終的な結論としては「改正の内容」というところがございますけれども、大きく二つございまして、まずは、従事年数については、10年以上から7年以上に短縮することになりました。

もう1点、それに加えまして、通信制課程の専任教員の数について、現行では7人以上という基準なのですが、それを10人以上にするということになりました。

また、今回事務局の方からも御指摘がありましたけれども、施行後の3年を目途に准看護師免許を得た後に5年以上業務に従事している、要するに、業務経験については7年以上から5年以上にすることについてを含めて改めて検討するという検討規定を設けさせていただいております。現在、この内容を省令の方に書いておりまして、この省令が今月中に公布される見込みとなっております。

説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

省令が公布された後はこの資料を公開してもいいのですね。

○菅野係長 はい。

○八田座長 それでは、委員の方、御意見はございますでしょうか。

よろしいですか。

○八代委員 要するに、クラリフィケーションですけれども、必要な業務経験を短縮する代わりに、通信課程の質を確保するために専任教員の数を増やした。

○菅野係長 御理解のとおりでございます。

○八代委員 7と10というのは偶然の一致なわけですね。

○菅野係長 そうですね。そこはあくまでも偶然の一致でございます。

○藤原審議官 医政局長とも色々議論させていただいて、その代わりとして附則で3年後でしたか、またさらなる短縮について御議論いただくという方向になっておりますが、その点もよろしくお願ひしたいと思います。

○菅野係長 承りました。

○八田座長 それでは、よろしいですね。

どうもありがとうございました。

○菅野係長 ありがとうございました。